

平成 26 年 7 月 17 日

各 位

株式会社 三井住友銀行

法人向けインターネット・バンキングに係る
預金等の不正な払戻被害への対応について

株式会社三井住友銀行（頭取：國部 毅）では、平成 26 年 7 月 17 日付全国銀行協会の申合せ（「法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方」、以下「申合せ」）を受け、所定の利用方法に従ってご利用いただいているにも関わらず、当行のインターネット・バンキングにより預金を不正に払い戻される被害に遭われた法人のお客さまに対し、補償を検討する態勢を整備いたしました。

当行では、これまでも、電子証明書の複製機能を提供しない等、不正な払戻被害防止のためのセキュリティ対策に取り組んでまいりました。今後も、不正な払戻しの手口等を踏まえつつ、引き続きセキュリティの向上を図ってまいります。お客さまにおかれましては、電子証明書を当行所定の利用方法に従ってお取り扱いいただくことに加え、申合せによるセキュリティ対策事例（別紙）もご参考に、預金を不正な払戻しから守るためのご対応をお願いいたします。

今後、お客さまの責任によらず被害が発生した場合、具体的な補償の内容につきましては、お客さまそれぞれのご利用状況やセキュリティ対策の状況により被害の事情も異なることが想定されるため、こうした状況を具体的に伺った上で、申合せの趣旨を踏まえ、個別に検討させていただきます。

なお、インターネット・バンキングに係る預金等の不正な払戻被害に遭われた場合は、直ちにお取引店にご連絡ください。

以 上

(別紙) お客さまに講じていただくセキュリティ対策事例

1. 法人のお客さまに実施していただくセキュリティ対策

- (1) 銀行が導入しているセキュリティ対策の実施
- (2) インターネット・バンキングに使用するパソコンに関し、基本ソフト（OS）やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していただくこと
- (3) パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等の使用を止めていただくこと
- (4) パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで、稼動していただくこと
- (5) インターネット・バンキングに係るパスワードを定期的に変更していただくこと
- (6) 銀行が指定した正規の手順以外での電子証明書の利用は止めていただくこと

2. 法人のお客さまに推奨するセキュリティ対策

- (1) パソコンの利用目的として、インターネット接続時の利用はインターネット・バンキングに限定していただくこと
- (2) パソコンや無線LANのルータ等について、未利用時は可能な限り電源を切断していただくこと
- (3) 取引の申請者と承認者とで異なるパソコンを利用していただくこと
- (4) 振込・払戻し等の限度額を必要な範囲内でできるだけ低く設定していただくこと
- (5) 不審なログイン履歴や身に覚えがない取引履歴、取引通知メールがないかを定期的に確認していただくこと

2014年7月17日付全国銀行協会「法人向けインターネット・バンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方」による